

(別表-1)

利 用 料

《 利用者の(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスに関する料金内容等 》

家賃	37,500円 / 30日	(1日 1,250円)
水道光熱費等	13,500円 / 30日	(1日 450円)
施設維持費	9,000円 / 30日	(1日 300円)
食材料費	40,110円 / 30日	(1日 1,337円)

合 計 100,110円 / 30日 (1日 3,337円)

上記以外に、介護保険負担割合に応じた介護報酬額とおむつ代や理美容代等の実費がかかります。
※介護保険負担割合は所得により、1割または2割となります。

《 介護報酬額の1割額の目安 》

要介護度	1日あたり利用料(単位)	1ヵ月が30日の利用料
要支援 2	743	22,290円
要介護 1	747	22,410円
要介護 2	782	23,460円
要介護 3	806	24,180円
要介護 4	822	24,660円
要介護 5	838	25,140円

- 初期加算 入居した日から起算して30日以内の期間
(1日につき30円/30日で900円)
- 医療連携体制加算 (1日につき39円/1ヵ月が30日の場合 1,170円)
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれか)
 - (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている。
(1日につき18円/1ヵ月が30日の場合 540円)
 - (2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ロ 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている。
(1日につき12円/1ヵ月が30日の場合 360円)
 - (3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上配置されている。
 - (4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 看護・介護職員の総数のうち3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されている。
(1日につき 6円/1ヵ月が30日の場合 180円)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員の賃金改善体制が基準を満たしている場合
(所定介護度の8.3%相当額)

下記の加算は、該当者の方のみが対象となります。

- 若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者に対して、介護を行った場合
(1日につき120円/1ヵ月が30日の場合 3,600円)
- 看取り介護加算 看取り介護をして死亡日4~30日(1日につき144円)
看取り介護をして死亡日前日及び前々日(1日につき680円)
看取り介護をして死亡日(1日限り1,280円)
- 退居時相談援助加算 在宅への退居時に関係機関への情報提供を行った場合
(1回400円・1回限り)
- 新たに改正になった内容及び料金表 (平成30年4月1日~)

1.入居者の入退院支援の取組 (1ヶ月に6日を限度として算定) (246単位/日)

入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月以内に退院する事が明らかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。

